

あおもり出会いサポートセンター賛助会員募集要項

1 目的

あおもり出会いサポートセンター（以下「センター」という。）が実施する結婚支援事業の趣旨に賛同し、その運営を支援する賛助会員を広く募集するために必要な事項を定める。

2 賛助会員の区分等

(1) 賛助会員は、一般賛助会員及び特別賛助会員に区分し、区分毎の会費及び特典は次に掲げる表のとおりとする。

区分	会費	特典
一般賛助会員	年額一口 10,000円	○センターホームページに企業・団体名を掲載 ○自社等ホームページに賛助会員であることやセンターのリンクを掲載可 ○センターやセンターの実施する結婚支援事業の情報を提供
特別賛助会員	センターと当該会員が協議のうえ決定した会費の額 (年額一口30,000円以上)	○企業・団体に勤務する社員・職員があおもりマッチングシステム「AI（あい）であう」に登録する場合、利用登録料を2,000円割引 ○センターホームページに企業・団体名やロゴ等のバナーを掲載 ○一般賛助会員と同様の特典

(2) 前項に規定する会員の期間は、原則として賛助会員として登録した年度の3月31日までとする。ただし、1～3月に登録した場合は、翌年度末までとする。

3 募集条件

賛助会員は、センターが実施する結婚支援事業の趣旨に賛同する企業・団体等で、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (5) 消費者金融を営む者
- (6) 賭博・ギャンブルに関する営業を行う者
- (7) 結婚相談、見合いまたは結婚の斡旋等の業務を主とする事業者

- (8) 宗教活動や政治活動を目的とする団体等
- (9) その他賛助会員として適当でないと認められるもの

4 申込方法等

(1) 申込

「あおもり出会いサポートセンター賛助会員申込書（様式1）」に必要事項を記入し、郵便または電子メール等により、センターまで送付する。

(2) 登録

センターは、申し込みのあった企業・団体等について内容を確認し、適当であると認めた場合は、賛助会員として登録するとともに、ホームページに社名等を掲載する。

なお、ホームページに掲載するバナー広告の規格等については、別途定めるものとする。

5 会費の支払方法

会費の支払いは、センターが送付する賛助会員登録通知書に記載された指定の銀行口座に振り込むものとする。

6 退会

退会する場合は、センターに退会届（様式2）を提出するものとする。ただし、支払済みの会費については返還しないものとする。

7 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項はセンターが定める。

8 申込先

あおもり出会いサポートセンター
〒030-0862
青森県青森市古川1-20-11 メゾンビル2階
電話:017-721-1250/FAX:017-763-5522
E-mail:info@adsc.jp

附則

この要項は、令和5年1月12日から施行する。